

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービス 重要事項説明書

2025年4月11日現在

ご利用者に対する福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービス（以下「福祉用具レンタルサービス」という）の提供に関し、厚生労働省令により、あらかじめ説明し、同意をいただくことが定められています。

事業者がご利用者に説明すべき重要事項は下記のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	ウエルシア介護サービス株式会社
事業者の所在地	〒305-0061 茨城県つくば市稲荷前8番地1 布川ビル2階
法人種別及び名称	株式会社
代表者氏名	代表取締役 松沼 哲哉

2. ご利用の事業所

事業所の名称	ウエルシア介護サービス 鹿嶋
事業所の所在地	〒306-0041 茨城県鹿嶋市宮中字東山289-1
サービス管理者名	鴨志田 勝徳
電話番号	0299-85-1778
ファクシミリ番号	0299-85-1808
介護保険事業者番号	0872201108
指定年月日	2024年5月1日 (福祉用具貸与)
	2024年5月1日 (介護予防福祉用具貸与)
サービスを提供する通常の実施地域	鹿嶋市、石岡市、鉾田市、小美玉市、神栖市、潮来市、かすみがうら市、行方市、稲敷市、茨城町、千葉県香取市、千葉県神崎町、千葉県東庄町

3. 職員の概要

職種	職員数	勤務形態	保有資格内容
管理者	1人	常勤1人	
サービス従業者	2人以上	常勤/非常勤2人以上	福祉用具専門相談員

4. 営業日及び営業時間

営業日	月～金 ・ 祝日 (12月31日～1月3日を除く)
営業時間	8時30分 ～ 17時30分

5. 福祉用具レンタルサービスの概要

事業者は、下記の福祉用具より選定されたものについて貸与いたします。

取扱種目 ①車いす★ ②車いす付属品★ ③特殊寝台★ ④特殊寝台付属品★ ⑤床ずれ防止用具★ ⑥体位変換器★ ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知器★ ⑫移動用リフト★ ⑬自動排泄処理装置☆ ※要支援1・要支援2又は要介護1の方は、★の商品については、厚生労働大臣が定めた内容に合致する場合に貸与の対象となります。また、☆の商品については要介護4・要介護5の方のみの商品もあります。 ⑦⑧⑨の一部の商品（固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、松葉杖を除く単点杖及び多点杖）は、ご利用者が借りる、または購入することを選択できます。
サービス提供の記録等 ご利用者に対する福祉用具レンタルサービスについて記録を作成します。作成したサービス記録を5年間は保管し、ご利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

6. 利用料その他費用の額

利用料 ご利用者からいただく利用者負担金は、1ヶ月につき後述の同意確認書の通りです。なお、この金額は、介護保険の法定利用上に基づく金額です。法改正により変更する場合がございます。給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。詳しくはお問い合わせください。 (契約日がその月の15日前の場合1ヶ月分の全額を、16日以降の場合は1ヶ月分の1/2の額をお支払いいただきます。)
利用料金のお支払い方法 お支払い方法は、①茨城県内金融機関の銀行口座からの自動引落 ②ゆうちょ銀行口座からの自動引落 ③茨城県外金融機関の銀行口座からの自動引落 ④その他 のいずれかになります。 毎月、サービス翌月初旬に請求をいたします。 ①②の場合はサービス翌月20日(土日祝の場合はその翌日)に引落となります。 ③の場合はサービス翌月 日(土日祝の場合はその翌日)に引落となります。 ④現金などのお支払いの場合は一週間以内にお支払いください。 お支払いいただきますと、領収書を発行します。 ※請求書・領収書を紙で発行の場合、一通につき110円(税込)の発行手数料をいただきます。
支払い方法変更の記載がある場合 ご利用者の被保険者証に支払い方法変更の記載があった時は、介護保険適用外の料金をいただきます。サービス提供証明書を発行いたしますので、市町村の窓口で払い戻しを受けてください。
交通費 サービス提供実施地域にお住まいの方は無料です。ただし、サービス提供実施地域以外の地域にお住まいの方は、次の交通費実費が必要な場合があります。 (1) サービス提供実施地域以外の地域に居住する利用者に対して福祉用具レンタルサービスを行う場合の費用は次の額を徴収します。 ① サービス提供実施地域を越えたところから、片道10km未満 1,000円 ② サービス提供実施地域を越えたところから、片道10km以上 5,000円 (2) サービス提供実施地域以外の地域に居住する利用者に対して、福祉用具の搬入に伴い、特別車両を使用する必要がある場合の費用は次の額を徴収します。 ① サービス提供実施地域を越えたところから、片道10km未満 1,000円 ② サービス提供実施地域を越えたところから、片道10km以上 5,000円
その他 サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、ご利用者のご負担になります。

7. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに下記の窓口までご連絡ください。

8. 窓口

当事業者の提供している福祉用具貸与サービスについての苦情相談などを承ります。サービスについての疑問や内容に関することなど、お気軽にご相談ください。

サービス管理者	サービス管理者名 鴨志田 (かもしだ)	0299-85-1778
個人情報に関する窓口	総務課 下重 (しもじゅう)	029-856-8888

9. その他の公的窓口

市町村窓口	鹿嶋市介護長寿課	石岡市介護保険室	鉾田市介護保険課	小美玉市介護福祉課
	0299-82-2911(代表)	0299-23-1111(代表)	0291-33-2111(代表)	0299-48-1111(代表)
	神栖市長寿福祉課	潮来市高齢福祉課	かすみがうら市介護長寿課	行方市介護福祉課
	0299-90-1111(代表)	0299-63-1111(代表)	0299-59-2111(代表)	0299-55-0111(代表)
	稲敷市高齢福祉課	茨城町長寿福祉課	香取市保健管理班	神崎町保健福祉課
	029-892-2000(代表)	029-292-1111(代表)	0478-54-1111(代表)	0478-72-2111(代表)
	東庄町健康福祉課			
	0478-86-1111(代表)			
※ 詳細はお問い合わせ下さい				
国民健康保険団体連合会	介護保険課		029-301-1565	

10. 虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	営業所管理者	前久保 里江
-------------	--------	--------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) 介護相談員を受入れます。
(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者
(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 個人情報の利用目的

ご利用者の個人情報については、サービス担当国会議、及び円滑なサービスの提供を行うために必要な範囲内の下記の目的に利用し、その取扱については万全の体制で取り組んでいます。

【ウエルシア介護サービス株式会社での利用目的】

1. ご利用者へ提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. ご利用者に係る社内の管理運營業務のうち、以下の業務
 - (ア) サービス開始・中止の管理
 - (イ) 会計・経理
 - (ウ) 介護事故等の報告
 - (エ) 介護サービスの質の向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

1. ご利用者提供する介護サービス関連業務のうち、以下の業務
 - (ア) ご利用者介護サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、医療機関との連携(サービス担当国会議等)、照会への回答
 - (イ) その他の業務委託(いんてん利用の場合の納入委託業者等)
 - (ウ) ご家族様等への心身の状況説明
2. 介護保険事務のうち、以下の業務
 - (ア) 審査支払機関へのレセプトの提出
 - (イ) 審査支払機関、保険者、ご利用者を担当する居宅サービス事業所・居宅介護支援事業所からの照会への回答
3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

1. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. ウエルシア介護サービス株式会社において行われる学生・研修生の実習への協力
3. 外部審査機関への情報提供

12. 緊急時の対応方法

主治医等へ連絡を行うとともに、緊急連絡先に連絡します。

13. 事故発生時の対応方法

ご利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

14. 福祉用具レンタルサービス ご利用にあたって留意事項

- * 福祉用具レンタルサービスの提供にあたって、ご利用者の自宅にある備品・設備等に当事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因する損害があった場合、当事業所は損害賠償義務を負いません。
- * レンタル中の福祉用具に本来の使用目的・使用方法と異なった使用による故障や破損等の損害があった場合、その修理・交換等に関する費用はご利用者の負担となります。
- * レンタル中の福祉用具を販売することはできません。
- * 小さなお子さんやペットがいる場合、福祉用具の納品・交換・回収またはモニタリング等により、当事業所の担当者もしくは外部委託事業者が訪問した際は、小さなお子さんやペットから目を離さない、別室に居ていただく等のご協力をお願いいたします。

◇ その他の留意事項

《介護サービスを終了させていただく場合について》

下記の項目に該当し、改善のお願いをお聞き入れいただけない場合に契約書第13条の3②により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。

- ・ 訪問介護員及び事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。（飲酒に伴う同様の行為）
- ・ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為。
- ・ 職員に対する営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動。